

平成29年度 津市地域防災計画（風水害等対策編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新
1	18	16	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 災害に強いまちづくりの計画的な推進</p> <p>1 災害に強い防災基盤の整備（危機管理部、建設部、都市計画部、下水道局、政策財務部、農林水産部、環境部）</p> <p>(1) 防災空間の確保</p> <p>一時避難場所としての公園・緑地の整備や農地の保全、緊急輸送道路としての幹線道路の整備を推進します。</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 災害に強いまちづくりの計画的な推進</p> <p>1 災害に強い防災基盤の整備（危機管理部、建設部、都市計画部、下水道局、政策財務部、農林水産部、環境部）</p> <p>(1) 防災空間の確保</p> <p>一時避難場所としての公園・緑地の整備や農地の保全、緊急輸送道路としての幹線道路の整備を推進します。</p> <p><u>また、土地所有者等による敷地後退（セットバック）を推進し、緊急車両等が進入可能な道路幅員を確保するため、津市狭あい道路整備事業助成金交付制度の活用を促進、啓発します。</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>
2	20	19	<p>第2節 水害予防計画</p> <p>4 浸水想定区域内の事業所等における対策の促進</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 事業所等（地下街、要配慮者利用施設、大規模工場棟）の設置</p> <p>ア 略</p> <p>イ 要配慮者等が主として利用する施設における措置</p> <p>浸水想定区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、<u>避難確保計画の作成に努めます。また、自衛水防組織を設置するとともに、訓練を実施するよう努めなければなりません。</u></p>	<p>第2節 水害予防計画</p> <p>4 浸水想定区域内の事業所等における対策の促進 <u>（危機管理部、建設部）</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 事業所等（地下街、要配慮者利用施設、大規模工場棟）の設置</p> <p>ア 略</p> <p>イ 要配慮者等が主として利用する施設における措置</p> <p>浸水想定区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、<u>避難確保計画を作成するとともに、訓練を実施します。また、自衛水防組織を設置するよう努めることとします。</u></p>

No.	頁	行	旧	新
			ウ 略	ウ 略
3	23	9	<p>第3節 土砂災害予防計画</p> <p>4 造成地等宅地災害の予防（都市計画部、建設部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 土砂災害特別警戒区域、災害危険区域（未指定）又は建築基準法第40条の適用区域に存する危険な不適格住宅の移転を推進し、安全な住環境の整備に努めます。</p> <p>(3) 略</p>	<p>第3節 土砂災害予防計画</p> <p>4 造成地等宅地災害の予防（都市計画部、建設部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 土砂災害特別警戒区域、災害危険区域（未指定）又は建築基準法第40条の適用を受ける宅地に存する危険な既存不適格住宅の移転を推進し、安全な住環境の整備に努めます。</p> <p>(3) 略</p>
4	24	17	<p>第4節 土砂災害対策</p> <p>3 警戒避難体制の整備</p> <p>(1) 警戒体制の整備（建設部、農林水産部、各総合支所）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>津市公式アプリケーション「津うなび」</u></p>	<p>第4節 土砂災害対策</p> <p>3 警戒避難体制の整備（建設部、農林水産部、危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者）</p> <p>(1) 警戒体制の整備（建設部、農林水産部、各総合支所）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>ホームページ</u></p> <p>ク <u>津市公式アプリケーション「津うなび」</u></p> <p>ケ <u>緊急告知ラジオ</u></p> <p>コ <u>電話応答サービス</u></p>
5	28	26	<p>第5節 土砂災害警戒区域への対策</p> <p>4 情報伝達体制（危機管理部、政策財務部）</p> <p>土砂災害発生の前兆現象を確認した時や、地域からの情報、津市土砂災害情報相互通報システム等により、土砂災害発生の危険が高まっていることを確認した場合は、土砂災害の避難勧告等発令の判断基準に基づき、必要に応じて次の伝達方法を用いて避難勧告等を伝達します。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>津市公式アプリケーション「津うなび」</u></p>	<p>第5節 土砂災害警戒区域への対策</p> <p>4 情報伝達体制（危機管理部、政策財務部）</p> <p>土砂災害発生の前兆現象を確認した時や、地域からの情報、津市土砂災害情報相互通報システム等により、土砂災害発生の危険が高まっていることを確認した場合は、土砂災害の避難勧告等発令の判断基準に基づき、必要に応じて次の伝達方法を用いて避難勧告等を伝達します。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>ホームページ</u></p> <p>ク <u>津市公式アプリケーション「津うなび」</u></p>

No.	頁	行	旧	新
				<p><u>ケ 緊急告知ラジオ</u> <u>コ 電話応答サービス</u></p>
6	35	11	<p>第7節 農林漁業災害予防計画 1 農業、畜産業の災害予防（農林水産部） (1) 略 (2) 農地保全 ア 略 イ ため池の決壊等の災害を防止するため、ため池管理者と連携し、日常管理の中で異常時の早期発見に努めるなど監視を強化するとともに、今後のため池整備については、ため池の規模、老朽度及び下流域への影響等から危険度の高いため池を中心に、県の「第4次三重県地震防災緊急事業5ケ年計画」に基づく県営土地改良事業等の手法により計画的に改修を進めます。</p>	<p>第7節 農林漁業災害予防計画 1 農業、畜産業の災害予防（農林水産部） (1) 略 (2) 農地保全 ア 略 イ ため池の決壊等の災害を防止するため、ため池管理者と連携し、日常管理の中で異常時の早期発見に努めるなど監視を強化するとともに、今後のため池整備については、ため池の規模、老朽度及び下流域への影響等から危険度の高いため池を中心に、県の「第4次三重県地震防災緊急事業5ケ年計画」に基づく県営土地改良事業等の手法により計画的に改修を進めます。 <u>また、浸水等の被害が想定されるため池ごとに被害想定地域等に関する情報、避難先に関する情報、その他円滑な避難を確保する上で必要な事項を定めた、ため池ハザードマップの作成を進めます。</u></p>
7	36	2	<p>2 林業の災害予防（農林水産部） (3) 森林の荒廃防止 森林の荒廃を予防するため、伐採等の人為的原因及び地質、傾斜度、林齢、荒廃度、降雨量等の自然的原因を各流域に検討し、予防治山事業を促進します。</p>	<p>2 林業の災害予防（農林水産部） (3) 森林の荒廃防止 森林の荒廃を予防するため、伐採等の人為的原因及び地質、傾斜度、林齢、荒廃度、降雨量等の自然的原因を各流域に検討し、<u>山地災害危険地区内の荒廃度合いを踏まえ</u>、予防治山事業を促進します。</p>

No.	頁	行	旧	新
8	54	14	<p>第2章 地域防災力の育成</p> <p>第7節 災害時における要配慮者への対策</p> <p>2 在宅の避難行動要支援者への支援</p> <p>(1) 避難行動要支援者</p> <p>要配慮者については、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要があります。</p> <p>特に、以下の要件に該当する者については、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要することから、避難行動要支援者として位置づけ、その情報の把握と、必要な支援対策を講じます。</p> <p>避難行動要支援者の要件</p> <p>避難行動要支援者は、以下の要件に該当する者です。その他、以下の要件は満たさないものの、総合的に勘案して、支援が必要として地域の<u>避難支援等関係者</u>から申出があり、津市で認めた者についても避難行動要支援者とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のみの世帯に属する者で、介護保険の要支援又は要介護認定を受けている者 ・介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護3以上の認定を受けている者 ・身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種である者 ・療育手帳（A1、A2）の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の交付を受けている者 ・障害者総合支援法の障害福祉サービス（同行援護、行動援護）を受けている難病患者 	<p>第2章 地域防災力の育成</p> <p>第7節 災害時における要配慮者への対策</p> <p>2 避難行動要支援者への支援</p> <p>(1) 避難行動要支援者</p> <p>要配慮者については、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要があります。</p> <p>特に、以下の要件に該当する者については、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要することから、避難行動要支援者として位置づけ、その情報の把握と、必要な支援対策を講じます。</p> <p>避難行動要支援者の要件</p> <p>避難行動要支援者は、以下の要件に該当する者です。その他、以下の要件は満たさないものの、総合的に勘案して、支援が必要として地域の<u>本人等からの</u>申出があり、津市で認めた者についても避難行動要支援者とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のみの世帯に属する者で、介護保険の要支援又は要介護認定を受けている者 ・介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護3以上の認定を受けている者 ・身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種である者 ・療育手帳（A1、A2）の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の交付を受けている者 ・障害者総合支援法の障害福祉サービス（同行援護、行動援護）を受けている難病患者

No.	頁	行	旧	新
			<p>・その他市長が必要と認める者</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理</p> <p>ア 名簿の作成</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 名簿の作成</p> <p>避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の情報を掲載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・電話番号その他の連絡先 ・避難支援等を必要とする事由 ・その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項 <p>イ 略</p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿の更新</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 市は、更新した名簿を、提供を行った避難支援等関係者に送付するものとします。</p>	<p>・その他市長が必要と認める者</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理</p> <p><u>避難行動要支援者名簿については、「津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」に基づき、地域の避難支援等関係者に提供します。</u></p> <p>ア 名簿の作成</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 名簿の記載事項</p> <p>避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の情報を掲載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・電話番号その他の連絡先 ・避難支援等を必要とする事由 ・その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項※ <p><u>※ その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項としては、「同居」、「敷地内同居」、「その他の住所地で居住」といった当該避難行動要支援者に係る情報を記載する。</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿の更新</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 市は、<u>名簿更新後速やかに避難支援等関係者に提供します。</u></p>

No.	頁	行	旧	新												
			<p>エ 略</p> <p>オ 避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</p> <p>カ 避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保</p> <p>市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の避難支援を行う際、避難支援等関係者等の安全確保に十分な配慮を行うよう、あらかじめ様々な機会を通じて啓発に努めるものとします。</p>	<p>エ 略</p> <p>オ 避難行動要支援者の円滑な避難のための情報伝達の配慮</p> <p>カ 避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保</p> <p>市は、避難支援者及び避難支援等関係者が避難行動要支援者の避難支援を行う際、避難支援等関係者等の安全確保に十分な配慮を行うよう、あらかじめ様々な機会を通じて啓発に努めるものとします。</p>												
9	60	表中	<p>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策</p> <p>第1節 防災施設の限界と避難開始の時期</p> <p>3 避難開始の基準の設定（危機管理部）</p> <p>[三類型の避難勧告等一覧]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>発令時の状況</th> <th>居住者等に求められる行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 </td> </tr> </tbody> </table>	類型	発令時の状況	居住者等に求められる行動	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	<p>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策</p> <p>第1節 防災施設の限界と避難開始の時期</p> <p>3 避難開始の基準の設定（危機管理部）</p> <p>[三類型の避難勧告等一覧]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>発令時の状況</th> <th>居住者等に求められる行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備(※)を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 ※具体的には、家族等との連絡、非常持出品の用意等の準備 </td> </tr> </tbody> </table>	類型	発令時の状況	居住者等に求められる行動	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備(※)を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 ※具体的には、家族等との連絡、非常持出品の用意等の準備
類型	発令時の状況	居住者等に求められる行動														
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 														
類型	発令時の状況	居住者等に求められる行動														
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備(※)を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 ※具体的には、家族等との連絡、非常持出品の用意等の準備 														

No.	頁	行	旧		新	
			<p>避難勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、<u>計画された避難場所等への避難行動を開始</u> ・避難場所への移動が困難だと判断される場合は、<u>安全な場所への移動（近隣の高い建物等）、自宅に留まる「待避」や屋内の2階以上に移動する「垂直避難」の行動を開始</u> 	<p>避難勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</u> ・<u>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保（※）」を行う。</u> ※自宅に留まる「退避」や屋内の2階以上に移動する「垂直避難」の行動
			<p>避難指示（緊急）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</u> ・<u>未だ避難していない対象住民は、自宅に留まる「待避」や屋内の2階以上に移動する「垂直避難」などの生命を守る最低限の行動を開始</u> 	<p>避難指示（緊急）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</u> ・<u>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保(※)」を行う。</u> ※自宅に留まる「退避」や屋内の2階以上に移動する「垂直避難」などの生命を守る最低限の行動

No.	頁	行	旧	新																																																
10	63	表中	<p>4 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）</p> <p>(1) 避難勧告等の発令の判断基準</p> <p>イ 中小河川における避難勧告等発令基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>避難準備・高齢者等避難開始</th> <th>避難勧告</th> <th>避難指示（緊急）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>穴倉川（津）</td> <td>広永橋の水位が橋桁の底部から1・0m（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき</td> <td>広永橋の水位が橋桁の底部から0・5m（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき</td> <td>広永橋の水位が橋桁の底部（赤色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td colspan="4">中略</td> </tr> <tr> <td>田中川</td> <td>久知野水位雨量観測所の水位が4.20m（氾濫注意水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき</td> <td>新上野橋付近の水位が避難勧告判断基準水位（黄色）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき</td> <td>新上野橋付近の水位が堤防を越えるおそれがあるとき、または漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき</td> </tr> <tr> <td colspan="4">以下、略</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）	穴倉川（津）	広永橋の水位が橋桁の底部から1・0m（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	広永橋の水位が橋桁の底部から0・5m（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	広永橋の水位が橋桁の底部（赤色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	中略				田中川	久知野水位雨量観測所の水位が4.20m（氾濫注意水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	新上野橋付近の水位が避難勧告判断基準水位（黄色）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき	新上野橋付近の水位が堤防を越えるおそれがあるとき、または漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき	以下、略				<p>4 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）</p> <p>(1) 避難勧告等の発令の判断基準</p> <p>イ 中小河川における避難勧告等発令基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>避難準備・高齢者等避難開始</th> <th>避難勧告</th> <th>避難指示（緊急）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>穴倉川（津）</td> <td>広永橋の水位が橋桁の底部から1・0m（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき</td> <td>広永橋の水位が橋桁の底部から0・5m（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき</td> <td>広永橋の水位が橋桁の底部（赤色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td colspan="4">中略</td> </tr> <tr> <td>田中川（上野）</td> <td>大蔵橋西記念碑付近の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき。</td> <td>大蔵橋西記念碑付近の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき。</td> <td>大蔵橋西記念碑付近の水位が堤防を越える恐れがあるとき、または漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき。</td> </tr> <tr> <td>田中川（東千里）</td> <td>防潮水門設置の水位計が2・6mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。</td> <td>防潮水門設置の水位計が2・8mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。</td> <td>防潮水門西地点の水位が堤防を越える恐れがあるとき、または漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき。</td> </tr> <tr> <td>田中川（大蔵園）</td> <td>防潮水門設置の水位計が2・4mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。</td> <td>防潮水門設置の水位計が2・6mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。</td> <td>汐見橋西地点の水位が堤防を越える恐れがあるとき、または漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">以下、略</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）	穴倉川（津）	広永橋の水位が橋桁の底部から1・0m（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	広永橋の水位が橋桁の底部から0・5m（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	広永橋の水位が橋桁の底部（赤色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	中略				田中川（上野）	大蔵橋西記念碑付近の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	大蔵橋西記念碑付近の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	大蔵橋西記念碑付近の水位が堤防を越える恐れがあるとき、または漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき。	田中川（東千里）	防潮水門設置の水位計が2・6mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	防潮水門設置の水位計が2・8mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	防潮水門西地点の水位が堤防を越える恐れがあるとき、または漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき。	田中川（大蔵園）	防潮水門設置の水位計が2・4mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	防潮水門設置の水位計が2・6mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	汐見橋西地点の水位が堤防を越える恐れがあるとき、または漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき。	以下、略			
河川名	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）																																																	
穴倉川（津）	広永橋の水位が橋桁の底部から1・0m（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	広永橋の水位が橋桁の底部から0・5m（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	広永橋の水位が橋桁の底部（赤色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき																																																	
中略																																																				
田中川	久知野水位雨量観測所の水位が4.20m（氾濫注意水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	新上野橋付近の水位が避難勧告判断基準水位（黄色）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき	新上野橋付近の水位が堤防を越えるおそれがあるとき、または漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき																																																	
以下、略																																																				
河川名	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）																																																	
穴倉川（津）	広永橋の水位が橋桁の底部から1・0m（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	広永橋の水位が橋桁の底部から0・5m（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	広永橋の水位が橋桁の底部（赤色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき																																																	
中略																																																				
田中川（上野）	大蔵橋西記念碑付近の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	大蔵橋西記念碑付近の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	大蔵橋西記念碑付近の水位が堤防を越える恐れがあるとき、または漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき。																																																	
田中川（東千里）	防潮水門設置の水位計が2・6mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	防潮水門設置の水位計が2・8mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	防潮水門西地点の水位が堤防を越える恐れがあるとき、または漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき。																																																	
田中川（大蔵園）	防潮水門設置の水位計が2・4mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	防潮水門設置の水位計が2・6mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	汐見橋西地点の水位が堤防を越える恐れがあるとき、または漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき。																																																	
以下、略																																																				

No.	頁	行	旧	新
11	66	5	<p>(2) 特別警報発令時における対応について</p> <p>ア 大雨特別警報 市内全域に<u>避難準備・高齢者等避難開始を発令し、全ての避難所を開設します。</u> ただし、避難勧告、避難指示（緊急）については、河川及び土砂災害の避難勧告等発令の判断基準に基づいて発令します。</p> <p>イ 大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報 市内全域に<u>避難準備・高齢者等避難開始を発令し、全ての避難所を開設します。</u></p> <p>ウ 高潮特別警報、波浪特別警報 津、河芸、香良洲地域の沿岸部に対して<u>避難準備・高齢者等避難開始を発令し、沿岸部を中心とした避難所を開設します。</u></p>	<p>(2) 特別警報発令時における対応について</p> <p>ア 大雨特別警報 市内全域に<u>注意喚起を行います。</u> <u>なお、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）については、河川及び土砂災害の避難勧告等発令の判断基準に基づき発令することとし、状況に応じて必要な避難所を開設することとします。</u></p> <p>イ 大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報 市内全域に<u>注意喚起を行います。</u> <u>なお、状況に応じて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令することとし、必要な避難所を開設することとします。</u></p> <p>ウ 高潮特別警報、波浪特別警報 津、河芸、香良洲地域の沿岸部に対して<u>注意喚起を行います。</u> <u>なお、状況に応じて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令することとし、必要な避難所を開設することとします。</u></p>
12	66	16	<p>(4) 避難勧告又は避難指示（緊急）による避難</p> <p>避難勧告及び避難指示（緊急）が発令された場合、避難勧告等の対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、迅速に地域の一時避難場所や安全な避難所へ避難します。</p> <p>避難時の周囲の状況等によっては、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、屋外で移動することが危険な場合は、自宅などに留まる「待避」、屋内の2階以上の安全が確保できる場所に移動する「垂直避難」など、少しでも安全な方法を選択し、避難します。</p>	<p>(4) 避難勧告又は避難指示（緊急）による避難</p> <p>避難勧告及び避難指示（緊急）が発令された場合、避難勧告等の対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、迅速に地域の一時避難場所や安全な避難所へ避難します。</p> <p>避難時の周囲の状況等によっては、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、屋外で移動することが危険な場合は、自宅などに留まる「待避」、屋内の2階以上の安全が確保できる場所に移動する「垂直避難」などの「<u>屋内安全確保</u>」といった<u>少しでも安全な方法を選択し、避難します。</u></p>

No.	頁	行	旧	新
13	68	19	<p>第3節 避難を促すための情報提供の充実</p> <p>3 避難の開始が判断できる情報提供（危機管理部）</p> <p>(1) 情報提供の手段</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ ホームページ</u></p> <p><u>オ 津市公式アプリケーション「津うなび」</u></p>	<p>第3節 避難を促すための情報提供の充実</p> <p>3 避難の開始が判断できる情報提供（危機管理部）</p> <p>(1) 情報提供の手段</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 津市防災情報メール（多言語版を含む。）</u></p> <p><u>オ ファクス配信</u></p> <p><u>カ エリアメール</u></p> <p><u>キ CATV（データ放送を含む。）</u></p> <p><u>ク 広報車</u></p> <p><u>ケ ホームページ</u></p> <p><u>コ 津市公式アプリケーション「津うなび」</u></p> <p><u>サ 緊急告知ラジオ</u></p> <p><u>シ 電話応答サービス</u></p>
14	77	10	<p>第6節 避難体制の整備</p> <p>2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 広域避難体制の整備</p> <p>河川の氾濫等大規模災害発生時には、被災地域の住民が他地域の避難所へ避難し、すべての避難者を収容することが困難となることが想定されます。収容しきれない他地域からの避難者を他の避難所へ移送するため、十分な避難スペースを確保するとともに、移送体制を整備します。</p> <p>ア 移送は、徒歩又は車両を使用して行います。</p> <p>イ 状況に応じて、三重県に避難者の移送を要請します。</p> <p>ウ 市は、移送手段確保のため、民間事業者との応援協定の締結に努めます。</p> <p>エ 要配慮者に配慮し、移送先を決定します。</p>	<p>第6節 避難体制の整備</p> <p>2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 広域避難体制の整備</p> <p>河川の氾濫等大規模災害発生時には、被災地域の住民が他地域の避難所へ避難し、すべての避難者を収容することが困難となることが想定されます。収容しきれない他地域からの避難者を他の避難所へ移送するため、十分な避難スペースを確保するとともに、移送体制を整備します。</p> <p>ア 移送は、徒歩又は車両を使用して行います。</p> <p>イ 状況に応じて、<u>三重県を通じて県が協定を締結している三重県バス協会</u>に避難者の移送を要請します。</p> <p>ウ 市は、移送手段確保のため、<u>大型輸送車両等を有する民間事業者との応援協定の締結</u>に努めます。</p> <p>エ 要配慮者に配慮し、移送先を決定します。</p>

No.	頁	行	旧	新
15	77	27	<p>3 防災上重要な施設の避難計画の作成（各施設管理者） 防災上重要な施設の管理者は、次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに訓練を実施するよう努めます。</p>	<p>3 防災上重要な施設の避難計画の作成（各施設管理者） 防災上重要な施設の管理者は、次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに訓練を実施するよう努めます。 <u>なお、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設（資料編のとおり）は、避難確保計画を作成するとともに訓練を実施します。</u></p>
16	80	10	<p>第4章 災害に備える体制の確立 第1節 災害対策本部 1 津市災害対策本部の設置（危機管理部） (1)、(2) 略 (3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準 ア・イ 略 ウ 災害対策本部が設置されない場合 <u>災害の状況により災害対策本部が設置されない場合は、津市事務分掌規則等の定めるところによって関係各部署が災害対策に当たります。</u></p>	<p>第4章 災害に備える体制の確立 第1節 災害対策本部 1 津市災害対策本部の設置（危機管理部） (1)、(2) 略 (3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準 ア・イ 略 ウ 災害対策本部が設置されない場合 <u>災害の状況により災害対策本部が設置されない場合であっても、必要な場合は「津市災害対策本部に関する条例施行規則」の定める分掌事務等によって関係部署が災害対策に当たります。</u></p>
17	86	21	<p>第2節 情報の収集・伝達体制 5 情報の分析整理 (2) 分析システムの整理 平常時から地形、地質、急傾斜地、がけ崩れ危険箇所等の自然情報、土地利用、建築物、土木構造物及び人口動態などの社会情報を収集、蓄積し、<u>総合的な防災情報を掲載したマップを作成し、災害時の的確な応急活動に資するよう活用します。</u> また、要配慮者、救助に必要な民間保有資機材、井戸の分布等の情報収集に努めます。</p>	<p>第2節 情報の収集・伝達体制 5 情報の分析整理 (2) 分析システムの整理 平常時から地形、地質、急傾斜地、がけ崩れ危険箇所等の自然情報、土地利用、建築物、土木構造物及び人口動態などの社会情報を収集、蓄積し、災害時の的確な応急活動に資するよう活用します。 また、要配慮者、救助に必要な民間保有資機材、井戸の分布等の情報収集に努めます。</p>
18	86	27	<p>6 住民への情報提供（政策財務部、危機管理部） (1) 略 (2) 放送事業者による被災者等への情報伝達</p>	<p>6 住民への情報提供（政策財務部、危機管理部） (1) 略 (2) 放送事業者による被災者等への情報伝達</p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>ア 災害時における放送要請について体制を整備します。</p> <p>イ・ウ 略</p>	<p>ア 災害時における放送要請について体制を整備します。<u>また、三重エフエム放送株式会社と協定を結び災害時の放送に係る連携を強化します。</u></p> <p>イ・ウ 略</p>
19	89	1	3 被災地への職員派遣（危機管理部、各部）	3 被災地への職員派遣（危機管理部、 <u>総務部</u> 、各部）
20	100	13	<p>第5章 災害応急対策・復旧への備え</p> <p>第5節 消毒・保健衛生・災害廃棄物の処理体制の整備</p> <p>2 ごみ処理体制の整備（環境部）</p> <p>(1) 災害廃棄物（ごみ）処理計画の<u>策定</u></p> <p>(2)、(3)略</p>	<p>第5章 災害応急対策・復旧への備え</p> <p>第5節 消毒・保健衛生・災害廃棄物の処理体制の整備</p> <p>2 ごみ処理体制の整備（環境部）</p> <p>(1) 災害廃棄物（ごみ）処理計画の<u>見直し</u></p> <p>(2)、(3)略</p>
21	101	6	<p>3 し尿処理体制の整備</p> <p>(1) 災害廃棄物の（し尿）処理計画の<u>策定</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>3 し尿処理体制の整備</p> <p>(1) 災害廃棄物の（し尿）処理計画の<u>見直し</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>
22	103	33	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害時応急活動</p> <p>第1節 活動体制の確立</p> <p>2 非常招集時の職員の留意事項</p> <p>(1) 出勤時の持ち物・服装等</p> <p>出勤時には飲料水・食料などを持参し、<u>防災活動に支障のない安全な服装等とします。</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害時応急活動</p> <p>第1節 活動体制の確立</p> <p>2 非常招集時の職員の留意事項</p> <p>(1) 出勤時の持ち物・服装等</p> <p>出勤時には飲料水・食料などを持参し、<u>防災ユニフォームを着用することとします。</u></p>
23	104	14	<p>3 職員の福利厚生へ配慮（総務部）</p> <p>(1) 災害対策に従事する職員の健康管理、勤務条件等を考慮するとともに、<u>他市町等の職員の応援受入に際しても福利厚生について配慮</u>します。</p> <p>(2) 災害対策に従事する職員の勤務時間等を把握、管理し、適宜要員の交代等を行うことにより、従事する職員の健康管理に努めます。</p>	<p>3 職員の福利厚生へ配慮（総務部）</p> <p>(1) 災害対策に従事する職員の健康管理、勤務条件等を考慮するとともに、<u>他市町等からの応援職員に対しても福利厚生について配慮</u>します。</p> <p>(2) 災害対策に従事する職員の勤務時間等を把握、管理し、<u>また各部・支部は適宜要員の交代等を行うことにより、従事する職員の健康管理に努めます。</u></p>

No.	頁	行	旧	新
24	134	8	<p>第8節 避難対策活動</p> <p>1 住民の避難（危機管理部、各総合支所）</p> <p>(1) 適切な避難行動</p> <p>避難に当たっては、的確な情報収集を行い、地域特性に応じた早期避難を心がけます。</p> <p>避難所への避難が困難で付近が冠水しているような場合には、従来の避難所へ避難するだけでなく、屋外移動を避けて自宅などに留まる「待避」や、屋内の2階以上の安全が確保できる場所に移動する「垂直避難」など<u>少しでも安全な方法を選択し、避難します。</u>また、土砂災害のおそれがある場合は、できるだけ周囲の堅牢な建物に避難し、建物内では、2階以上かつ斜面と反対側の部屋に移動します。</p>	<p>第8節 避難対策活動</p> <p>1 住民の避難（危機管理部、各総合支所）</p> <p>(1) 適切な避難行動</p> <p>避難に当たっては、的確な情報収集を行い、地域特性に応じた早期避難を心がけます。</p> <p>避難所への避難が困難で付近が冠水しているような場合には、従来の避難所へ避難するだけでなく、屋外移動を避けて自宅などに留まる「待避」や、屋内の2階以上の安全が確保できる場所に移動する「垂直避難」などの「<u>屋内安全確保</u>」といった<u>適切な避難行動を住民がとれるよう努めます。</u>また、土砂災害のおそれがある場合は、できるだけ周囲の堅牢な建物に避難し、建物内では、2階以上かつ斜面と反対側の部屋に移動します。</p>
25	134	26	<p>3 緊急的な避難誘導（危機管理部、各総合支所）</p> <p>集中豪雨など急な災害が発生し、市の体制が整う前に危険が目前に迫っているときは、消防団及び自主防災組織は自治会と協力し、あらかじめ定めた避難誘導計画により住民を避難誘導します。</p>	<p>3 緊急的な避難誘導（危機管理部、各総合支所）</p> <p>集中豪雨など急な災害が発生し、市の体制が整う前に危険が目前に迫っているときは、消防団及び自主防災組織は自治会等と協力し、あらかじめ定めた避難誘導計画により住民を避難誘導します。</p>
26	138	19	<p>11 避難所の開設（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部）</p> <p>(1) 避難空間</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所はあらかじめ指定している避難所としますが、必要に応じ、これらを補完する施設として、指定した避難所以外の集会所施設や民間施設等の活用も検討します。</p> <p>(ア) ・ (イ) 略</p> <p>(ウ) 福祉避難所</p> <p>高齢者や障がい者等、避難所での生活が困難な避難者を社会福祉施設等に移送し、福祉避難所として活用します。</p>	<p>11 避難所の開設（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部）</p> <p>(1) 避難空間</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所はあらかじめ指定している避難所としますが、必要に応じ、これらを補完する施設として、指定した避難所以外の集会所施設や民間施設等の活用も検討します。</p> <p>(ア) ・ (イ) 略</p> <p>(ウ) 福祉避難所</p> <p><u>福祉避難所とは、大規模災害が発生した際に、一般的な避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある方など、何らかの特別な配慮を必要とする方のための施設で、良好な生活環境が確保された公共施設やあらかじめ災害応援協</u></p>

No.	頁	行	旧	新
				<p>定を締結した社会福祉施設等を活用します。</p> <p><u>なお、福祉避難所の円滑な開設運営に資するため、公共施設を活用する場合の具体的な受入手順や運営方法を見直すとともに、社会福祉施設等が受け入れる場合の避難者の移送や受入れの方法について、施設管理者との連携も含めた協議を進め、これらを踏まえた福祉避難所への避難の在り方を整理検討し、真に必要な避難者が福祉避難施設に避難できる体制づくりに努めます。</u></p>
27	139	9	<p>12 避難所の管理運営（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者）</p> <p>(1) 避難所の運営</p> <p>ア 略</p> <p>イ 指定された避難所については、施設管理者、災害対策本部要員、地域の自主防災組織等により、平常時から避難所運営マニュアルを作成し、事前に各避難所の運営方法や役割分担を定めておきます。</p> <p>ウ～オ 略</p>	<p>12 避難所の管理運営（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者）</p> <p>(1) 避難所の運営</p> <p>ア 略</p> <p>イ 指定された避難所については、施設管理者、災害対策本部要員、地域の自主防災組織等により、平常時から避難所運営マニュアルを作成し、事前に各避難所の運営方法や役割分担を定めておきます。</p> <p><u>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合においては、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めます。</u></p> <p>ウ～オ 略</p>
28	199	2	<p>第4編 災害復旧・復興対策</p> <p>第1章 災害復旧・復興の推進</p> <p>第1節 迅速な復旧・復興</p> <p>2 生活再建支援に関する事前対策（危機管理部、政策財務部、建設部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋被害認定調査に関する事前対策</p> <p>家屋の全半壊に対するり災証明書の発行等は、家屋被害認定調査に基づいて行うため、調査漏れや調査の追加などによる</p>	<p>第4編 災害復旧・復興対策</p> <p>第1章 災害復旧・復興の推進</p> <p>第1節 迅速な復旧・復興</p> <p>2 生活再建支援に関する事前対策（危機管理部、政策財務部、建設部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋被害認定調査に関する事前対策</p> <p>家屋の全半壊に対するり災証明書の発行等は、家屋被害認定調査に基づいて行うため、調査漏れや調査の追加などによる</p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>混乱が生じないように、事前に基準の明確化、調査要員の教育などを促進します。</p> <p>(3) 略</p>	<p>る混乱が生じないように、事前に基準の明確化、調査要員の教育などを促進します。</p> <p>また、<u>り災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進める等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。</u></p> <p>(3) 略</p>
29	199	16	<p>3 市街地及び都市基盤施設の迅速な復旧・復興（都市計画部、建設部）</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>3 市街地及び都市基盤施設の迅速な復旧・復興（都市計画部、建設部）</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 建築基準法第84条による建築制限の実施</u> 市は、必要に応じ、建築制限区域を指定します。</p> <p><u>(4) 建築基準法第85条による制限の緩和の実施</u> 市は、必要に応じ、仮設建築物に対する制限の緩和の区域を指定します。</p>
30	217	9	<p>第8節 農林漁業経営の安定策</p> <p>2 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による災害経営資金（農林水産部）</p> <p>暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国県及び市が農協系金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資します。</p> <p>なお、対象となる災害、貸付限度、償還期限等については、天災の都度政令で指定します。</p>	<p>第8節 農林漁業経営の安定策</p> <p>2 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による災害経営資金（農林水産部）</p> <p>暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国県及び市が農協系金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資します。</p> <p>なお、対象となる災害、貸付限度、償還期限等については、天災の都度政令に定めるところによります。</p>

No.	頁	行	旧	新																				
31	219	表 中	<p>第9節 激甚災害の指定 (2) 激甚災害指定の適用措置（危機管理部） イ 局地激甚災害の指定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>激甚法適用条項</th> <th>適用措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2章 (第3条) (第4条)</td> <td>公共土木施設災害復旧事業等に関する 特別の財政援助</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中略</td> </tr> <tr> <td>第13条</td> <td><u>小規模企業者等設備導入資金助成法に よる貸付金の償還期間等の特例</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	激甚法適用条項	適用措置	第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する 特別の財政援助	中略		第13条	<u>小規模企業者等設備導入資金助成法に よる貸付金の償還期間等の特例</u>	略		<p>第9節 激甚災害の指定 (2) 激甚災害指定の適用措置（危機管理部） イ 局地激甚災害の指定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>激甚法適用条項</th> <th>適用措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2章 (第3条) (第4条)</td> <td>公共土木施設災害復旧事業等に関する 特別の財政援助</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中略</td> </tr> <tr> <td><u>削除</u></td> <td><u>削除</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	激甚法適用条項	適用措置	第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する 特別の財政援助	中略		<u>削除</u>	<u>削除</u>	略	
激甚法適用条項	適用措置																							
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する 特別の財政援助																							
中略																								
第13条	<u>小規模企業者等設備導入資金助成法に よる貸付金の償還期間等の特例</u>																							
略																								
激甚法適用条項	適用措置																							
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する 特別の財政援助																							
中略																								
<u>削除</u>	<u>削除</u>																							
略																								